

勿凝学問 201

年金専門家が言っていることを理解できない僕は年金専門家ではないんだろう、きっと歴史は繰り返す？

2008年11月20日
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

昨日の社会保障審議会年金部会の「年金改革に向けた中間報告」に、「専門家の声」を日経新聞が載せていた。

専門家の声

最低加入期間、短縮は当然

八代尚宏・国際基督教大学教授

現行の公的年金制度を「税方式と社会保険方式のポリシーミックス」とみなすのはずいぶん都合のいい見方だ。実態は「補助金を付けた社会保険」だろう。保険料を払った人しか年金を受け取れない制度を税方式とは呼ばない。

一方、保険料を払ったのに保険金を受け取れないことを民間の保険の世界では「不払い」と呼ぶ。現行制度は保険方式でありながら「加入期間が二十五年に満たない」という理由で「不払い」が常態化している。年金受給に必要な最低加入期間を二十五年から十年程度に短縮するのは当然だ。

年金部会が打ち出した「保険料軽減支援制度」のうち、貧しくて保険料を満額払えない人に税で補助する点に関しては本来の税の使い方として評価できる。しかし、同制度を導入するならば基礎年金の給付を税で補助する仕組みは見直すべきだろう。金持ちの基礎年金を国庫で二分の一（現行は三分の一）までも負担する必要はない。

パート労働者への厚生年金適用拡大では、徴収コストへの視点が不十分だ。事業主の負担増に配慮する必要がある。

謎多き、文章だ。

第1段落。

第2、3センテンスは正しい。ただしだからといって、第1センテンスは成立しない。

第2段落。

第1、第2センテンスが正しいのであれば、第3センテンスで、最低加入期間を10年ではなくゼロ年にするのが当然なのじゃないのかなあ。そうならない理由が分からない。零

年にしない理由が、民間保険の世界の「未払い」とは意味が違うからだったりして。。

第3段落。

第1段落を読む限り、評者が租税方式のファンのように見えるのだが、その見解と第3段落の第2、第3センテンスは、どう考えれば整合性をもつんだろう。

年金専門家が言っていることを理解できない僕は年金専門家ではないんだろう、きっと

ところで、先日面白い文章があった。

特集——第51回日経・経済図書文化賞、『年金制度は誰のものか』(日経新聞社)、西沢和彦著。

2008/11/03, 日本経済新聞 朝刊, 20 ページ

取り繕われた不備追及

年金制度の解説書は多いが、厚生労働省があえて触れて欲しくないような内容を執拗(しつよう)に追及する書は少ない。本書は本省に批判的な立場からの詳細な解説と現実的な提言の書である。

例えば、基礎年金とは被用者年金の一階部分と国民年金を共通の制度で結びつけるものという一般的な説明では、暗黙の内に同じ負担額というイメージになる。しかし、**厚生年金保険料で基礎年金相当分は5%とされており、国民年金加入者と同額の給付を得るための保険料は、高所得の被用者層では国民年金の三倍近くになる。**

また、**財源をプール化することで国民年金の保険料未納者・免除者が増えるほど、被用者年金の相対的な負担が増える仕組みになっている。従って、厚労省の「保険料の未納は年金制度の本質ではない」という論理の背後には、それを被用者や納税者の負担にすり替える仕組みが巧妙に隠されている。**

社会保険庁を廃止し、公法人に置き換えた機構改革も、国税庁との共同作業がなければ何の役にも立たない。組織統合が無理でも、国税庁のもつ所得税の源泉徴収の仕組みを共通のインフラとして徴収に活用すれば、行政費用だけでなく、その何十倍もの納税者の事務負担を大幅に軽減することができるはずである。そうした視点から現在の社保庁の年金スキャンダルは、職員の怠慢だけでなく、シムテム自体に問題があることを著者は明確に指摘している。

また、**消費税として独自の財源を持つことで、真の基礎年金となることは、年金制度改革の主流の考え方であることも改めて強調している。(八代尚宏)**

赤文字の箇所は被用者年金の中で垂直的再分配が行われているのだから当たり前の話だし¹、青文字の箇所は評者も『年金制度は誰のものか』の著者も制度を正しく理解していな

¹ 評者の文中の「国民年金」は第一号被保険者のことであると思われる。ちなみに、「高所得者の被用者層が国民年金(第1号被保険者)の3倍近く」になっているおかげで、被用者年金の低所得者は、第1号被保険者の保険料よりも低くなっている。ただそれだけのこと。

なお、わたくしは、高齢者医療制度の被用者サイドの費用負担方法は、老人保健制度方式に退職者医療制度方式を加味する方が望ましいと考えており、後者は被用者年金の国民年金(基礎年金)の費用負担方式と同種のものである——分かる人には分かる人向けの文章でした。

いというだけのことだし、緑色の箇所は評者の持論というだけで、世間一般では今や終わった話を著者が書いていたというだけのこと。

年金制度を間違えて理解している人が間違えて理解している人を評価して、日経・図書文化賞の受賞者が決められている？ と言っても、驚くべき話ではなく、この賞は、昔からそういうものなんだけどね。

下記、付録 I ——日経・図書文化賞の歴史は繰り返す？

付録 I

2006, June 「[公的年金における世代間格差をどう考えるか——世代間格差論議の学説史的考察](#)」
[LRL(Labor Research Library), No.11, pp.3-6]より

ところで、日本経済新聞社は、コトリコフの2冊の著書『世代の経済学』(1992)、『破産する未来』(2005)を翻訳するのみならず、その間に同社は、阪大博士号取得者である小塩隆の『年金民営化の構想』(1998)、当時阪大にいた八田の共著『年金改革論——積立方式に移行せよ』(1999)なども上梓した。八田・小口『年金改革論』は、第42回日経・図書文化賞を受賞しており、読者は研究者のみならずサラリーマンにまで広範囲に及ぶことになる。

...

こうした学説史的な概観から帰納してみると、日本の公的年金論議が他国と比べて奇妙かつ自虐的な形になってしまったのは、日本経済新聞社、阪大財政学グループ、一橋年金研究グループの精力的かつ秀でた活躍に原因があったのではないかという作業仮説を立てることができそうなのである(他に村上雅子を含むICU[国際基督教大学]グループというのもあるのだが、ここでは割愛する)。

付録 II

勿凝学問 66 [粉飾年金試算と粉飾年金記事？——2004 年年金改革再考](#)

勿凝学問 77 [社会保障の素人たちが社会保障を動かしているようだから、やはり本でも出すことにした](#)

勿凝学問 118 [年金の国民的議論というのは有識者さんたちに制度を教えることなんだろう、この国では——それとバスタブに沈みゆく連合の年金改革案](#)

勿凝学問 121 [おっとこれは失敬、年金部会に連合以外に租税方式支持者がいらっしまったんですね](#)

勿凝学問 163 [最低加入期間 25 年の年金問題は、これのみを取り出して議論することはできないだろう——年金教育と免除対象者への手続勧奨はとても重要という話](#)

勿凝学問 200 [基礎年金租税方式についての国民的議論はすでに終わっているよ——ただし、普通の読解力をもっていないと理解できない話ではある](#)

付録Ⅲ

- 自治体病院全国大会 2007「[地域医療再生フォーラム](#)」講演録

2007年11月7日開催

講演Ⅰ 「医療制度改革の方向」

国際基督教大学教養学部 教授 八代 尚宏 氏

講演Ⅱ 「医療崩壊をめぐる政治経済学—いま何が起きているのか？」

慶應義塾大学商学部 教授 権丈 善一 氏

討 論

座 長：熊坂義裕 岩手県・宮古市長

パネリスト：八代尚宏 氏、権丈善一 氏

勿凝学問 134 [社会保険方式論者ねえ、まあ、悪くはないけど違和感はあるね—プロとアマチュアの見解の相違としての基礎年金財源方式と混合診療問題](#)

勿凝学問 21 [医療経済の分析視角と現世御利益—生産性本部『医療制度改革の論点』に対するコメント](#)

勿凝学問 25 [混合診療論議を題材とした政治経済学っぽい遊び Part II](#)